

# 令和2年分の確定申告をされた方へ



## 納付する税金のある方

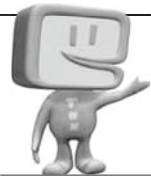
	納期限	振替日 (振替納税をご利用の方)
申告所得税 および 復興特別所得税	令和3年 4月15日(木)	令和3年 5月31日(月)
消費税および 地方消費税 (個人事業者)	令和3年 4月15日(木)	令和3年 5月24日(月)

### 振替納税を ご利用の方へ

事前に預貯金口座の残高をご確認ください。  
残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

### 振替納税を ご利用でない方へ

申告書の提出後に、納付書の送付やお知らせ等はありませんので、納期限までに納付してください(ダイレクト納付等をご利用ください)。



納付は

## ご自宅・オフィスにしながら納付できます! キャッシュレスをご利用ください!

### 振替納税

初めの方は  
納期限までに **振替依頼書** のご提出を!

### ダイレクト納付

e-Taxをご利用の方は是非!  
**ダイレクト納付利用届出書** のご提出を!

### クレジットカード納付

詳細は、**税務署** にお尋ねください!

### インターネットバンキング

振替依頼書及びダイレクト  
納付利用届出書(個人)は、  
e-Taxで提出できます!



**NEW! 令和3年1月から**

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版・SP版)にログインし、  
必要事項を入力することで、金融機関届出印の  
押印なしにオンラインでの提出(電子証明書等  
添付不要)が可能となりました。\*利用可能な金  
融機関については、国税庁HPをご確認ください。



■お問合せ 御坊税務署 ☎22-0695(音声案内「2」)

税に関する情報は国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp/>

## 使わなくなった「鯉のぼり」はありませんか?

毎年、4月中旬から5月上旬まで、椿山ダム湖上で「鯉のぼり」を泳がせています。  
ご家庭で使わなくなった思い出いっぱいの「鯉のぼり」をもう一度、椿山ダム湖  
上で泳がせてみませんか?  
「鯉のぼり」をご提供していただける方は、美山地域振興課までご連絡ください。



■お問合せ 美山地域振興課 ☎23-9505

## 日高川町でマイホーム取得!

若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金制度をご活用ください。

日高川町では、町内に自らが定住する目的で新築住宅等を取得する若  
者に、その費用の一部を補助します。そして、若者の定住を促進すると  
ともに人口減少を抑制し、地域の活性化を図ります。

最大  
**130万円**  
補助!!

### ◎申請できる方

- 町内に新築住宅等を取得し定住する意志のある方で、次のいずれかに該当する方  
(1)住宅取得日において18歳以上39歳以下の方(配偶者が18歳以上39歳以下の場合も対象とする。)  
(2)中学生以下の子と同居し扶養する方

### ◎補助対象となる経費と補助金額

- 補助金額 上限130万円(対象経費の10%以内)  
・新築住宅の建築費用 ・未使用の建売住宅の購入費用  
※住宅取得日から1年以内に申請が必要です。

(注)今年度の申請締切は令和4年3月15日(火)となっています。  
その他の条件等がありますので、町ホームページをご覧ください。下記までお問  
い合わせください。



■お問合せ 企画政策課 定住促進室 ☎23-9511

## 令和3年度 町税納期のお知らせ

	町・県民税(普徴)		固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税	
	納期	口座振替日	納期	口座振替日	納期	口座振替日	納期	口座振替日
4月			① 4/16(金)~ 4/30(金)	4/30(金)				
5月					① 5/11(火)~ 5/31(月)	5/31(月)		
6月	① 6/16(木)~ 6/30(木)	6/30(木)					① 7/16(金)~ 8/ 2(月)	8/ 2(月)
7月			② 7/ 1(木)~ 8/ 2(月)	8/ 2(月)			② 8/ 1(日)~ 8/31(火)	8/31(火)
8月	② 8/ 1(日)~ 8/31(火)	8/31(火)					③ 9/ 1(木)~ 9/30(木)	9/30(木)
9月							④10/ 1(金)~11/ 1(月)	11/ 1(月)
10月	③10/ 1(金)~11/ 1(月)	11/ 1(月)					⑤11/ 1(月)~11/30(火)	11/30(火)
11月							⑥12/ 1(木)~12/27(月)	12/27(月)
12月			③12/ 1(木)~12/27(月)	12/27(月)			⑦ 1/ 1(土)~ 1/31(月)	1/31(月)
1月	④ 1/ 1(土)~ 1/31(月)	1/31(月)					⑧ 2/ 1(火)~ 2/28(月)	2/28(月)
2月			④ 2/ 1(火)~ 2/28(月)	2/28(月)			⑨ 3/ 1(火)~ 3/31(木)	3/31(木)
3月								

■お問合せ 税務課 ☎22-8841